

自転車も のれば 車のなかまいり

じてんしゃ しゃどう げんそく
自転車は、車道が原則、
ほどう れいがい
歩道は例外

じてんしゃ てんけん せいび
自転車は、点検・整備
しましよう

ほどう ほこう しゃゆうせん
歩道は歩行者優先で、
しゃどう よ じょこう
車道寄りを徐行

しゃどう ひだりがわ そうこう
車道は左側を走行

安全ルールを守ろう!

飲酒運転

傘差し運転

携帯電話

ヘッドホン等

並々進

きゅうとけんしげい
九都県市一齊

自転車マナーアップ強化月間

首都圏自転車安全利用対策協議会

さいたまけん ちばけん とうきょうと かながわけん よこはまし かわさきし ちばし しさがみはらし
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

5/1月→31水



自転車も のれば車の なかまいり

埼玉県マスコット
「さいたまっち」



安心・安全 埼玉県

自転車の損害賠償保険に加入しましょう！

自転車乗用者が加害者となり、多額の損害賠償を求められることがあります。

《高額賠償事例》

自転車により、歩行者が重体となった事故 → 約 9,500 万円



《保険の種類と対象》

- TS マーク付帯保険 → 自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険です。
- 個人賠償責任保険 → 他人にケガをさせたり、モノを壊したりして、賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。
- 傷 害 保 険 → 自転車の転倒など、自分のケガに備える保険です。



確認しましょう !!

傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約で、自転車の事故の損害賠償責任が補償されるものもあります。

ヘルメットを着用しましょう！

平成 28 年中の自転車事故死者数の約半数はヘルメットを着用していれば助かった可能性が高いとされています。万一の事故に備えてヘルメットを着用しましょう。

- 幼児・児童が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させましょう。
- 高齢者が自転車を利用するときは、家族がヘルメットの着用を勧めましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

統一行動日
5月10日(水)
自転車安全利用の日

埼玉県交通安全対策協議会
埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県 検索

お問い合わせ先 TEL : 048-830-2960

